

文教委員会内に公民館運営方策検討会の設置をと陳情のこと

5

10

文教委員会内に公民館運営方策検討会の設置をと陳情のこと

○教育施設は市の文化と財政のバロメーター的意味合いを包含するとは言え、  
15 時代の趨勢をおもみれば市民の関心度より乖離し、事業内容の見直しがなければ無用の長物として邪魔物扱いされる傾向は否めない。

○教育施設の縮小傾向は今に始まったことでは無い。一段落したとは言え博物館、図書館の廃館は利用者の減少に起因する様々な要因を抱え、致し方無しの実態にある。対して公民館は、別なる意味合いを持つ教育施設でなくしてはな  
20 らない必要悪的位置付けにある。いわゆる出先機関であり、地域作りの「核」的存在であり、学校教育と共に三位一体の生涯学習の場でもあるからだ。

○「社会教育法」の公布は昭和24年、次いで「図書館法」が翌25年。敗戦後の疲弊した社会を立て直す根本理念が「教育」を以ての人材育成であった。

この以前は、宗教施設がこれらの役を担っていた。いわゆる「寺子屋」に見  
25 られる寺社は正に公民館の前身で、寺社を核とする青年団活動が大人の作法を習得させしめ、隠居住職の庵<sup>いおり</sup>や尼の庵<sup>あん</sup>は女性の息抜きの場であり、御詠歌の学びの場であり、それが女人講を生み、差し詰め良寛さんを師匠とする住民の、学びと安寧の場であった（公的には今で言う、戸籍住民課の位置付けにあった）。

では、公民館活動が寺社の活動を凌駕していようか。女子の教育は寺社の奥  
30 方が師匠として物学びさせ、民間ではお針子の師匠が大概で、ここで裁縫の技術を習得させしめ、言うを待たず読み書き算盤に礼儀作法を仕付けていた。言ってみれば生涯は寺社と共にあり、村の規律と付き合いもまた寺社を中心として形成されていた。

○「社会教育法、第五章 公民館」の「事業」には6つの事業が明記されている。  
35 そのどの箇条も館の主事業と各種団体の催しで構成されている。言っ

みれば、その当時の時代を反映しての、「上から目線」の法案である。

私ども世代の塗り潰しやガリ版刷り教科書の時代を経て、何となく復興・甦生の気運にあって設けられた「図書館法」や「社会教育法」は、今からすれば時代錯誤も良いところで、アメリカの仕組みを導入した新制中学校の理念とは  
40 大凡乖離する、致し方なき稚拙さが漂う。

この、時代遅れの、寧ろ足を引っ張るこれらの法は現場を萎縮させる何物でもなく、情報社会、スマホの社会では通用しなければ、法の見直しよりは寧ろ、コミュニティセンター化を模索する傾向を生しめる要因でもある。

○公民館活動の年齢層は「60代後半から80代」で、その後が無いという困った現象が横たわる。現今の利用者層は「花の団地族」とて、1958年頃より活  
45 発な活動をした世代の最後の生き残りで、彼等は公民館・児童ホーム等を一手支配し、館長が口を出せば本庁へ苦情が寄せられるという、これがどうのこうのと云っている分けではないが、それ程に勢いのあった時代の方々だからこそ寧ろ、今でも公民館を利用している面が少なくない。

50 それが、時代の変化で、自治会への入会には後ろ向きで、盆踊り大会でさえ催すに難儀する、これが又、公共施設に関心を寄せられなくなっている大きな問題を提示している。かくして最早、教育施設の使命は終わったと捉えてよく、その原因は、核家族化と「専業主婦は女性の敵だ」の風潮、自主・自立の精神喚起が「連み」を好まなくさせている。

55 因って、首に縄を付けて連れて来ようとしても、それは無理というもの。これら時代的背景が多く課題を生しめ、かつは「昔の名前で出ています」の法が足枷では、どう仕様も無さを知って改革のならないハンデを現場に抱えさせ、それが「団体でなければ市民ではなく、団体でなければ使用させない」の、自ら首を絞めての傾向と対策、夢も希望もあったものではない運営のお粗末さに  
60 連鎖している。

○「社会教育法」の第五章「公民館」には、「公民館の事業」として6項目が上げられ、「六 その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること」として、市町村の事業のための施設を「市民の集会」にのみ利用させて良いと限定している。

65 言うを待たず「船橋市公民館条例」は「使用の許可」より始まり、「法」で規制されていれば致し方なくも「船橋市公民館条例施行規則」では、許可制を以て「使用の手続」に始まり、かくなれば「団体相手の貸部屋が本業」とならざるを得ず、これがネックで市民と乖離した施設と見做され、ブーメラン現象で特定の契約グループにだけ利便をもたらす施設、と指弾されるに於て致し方  
70 なく、教育施設たる理念を逸脱して「使用料」の徴収という、益々市民を遠ざ

け、現今の利用者が最後の利用者めいた環境をうましめていると云って過言ではない（千葉市は原則、無料。今年度よりは個人での利用を認めて、無料）。

○公民館は市長事務部局、教育委員会、保健所等の出先機関として、地域格差のない規則・規程の運用に欠かせない外部施設である。これに加味して「定期講座の開設、討論会・講習会・後援会・実習会・展示会等々の開催、図書等の資料提供、体育・レクリエーション等の開催、各種団体の連絡キーステーション、それに、住民の集会の利便に供する」ことの事業体であるには、社会教育主事の存在が必須の課題となる（社会教育主事を据える要因は二つあり、論じたいところだが紙数の関係上言及を控える）。

80 船橋市教育委員会は、この主事を独自採用して定年を迎えさせていたことがある。この、先輩達の思いを現在でも消えさせまいと現場は努力し、その成果として、あと数年は現状維持が保てるかの危ない橋を渡っている。

○何がネックか。「社会教育法第20条」だと見做すのが筋で、その為には市長事務部局へ移してのコミュニティセンター化が好ましいとの声喧しく、「高松市の条例」を参考にしてと長野市では、既に社会教育委員会議の答申を以て「2018年9月議会」で取り上げている。その高松市（市民政策部地域振興）の目論見は「生涯学習の拠点施設」を転換するにあるとするも、岩手県のコミュニティセンターの格付は「地域作り事業、各種学級講座の開設、公報の発行、各種団体の手助け、避難所、住民・各団体への貸部屋、市の窓口業務」を主な事業内容としている。

○後者は比較して公民館と大差のない事業内容だが、「武家の思考」に基づく「米百俵」の理念、教養と文化のカルチャーセンター的要素の稀薄さには疑念を抱かざるを得ず、ものは言いよう、考えようだが、江戸末期よりの学塾（二階建て塾舎）、北総・水戸南領のカルチャーセンター・物の本屋正文堂・薬屋を経営し、明治に至って早くも印刷機を導入、時代の先端を歩む新聞の発行等の事業を展開、旧制中学校創立の旗振り役を生しめての、その末裔としては、何としても「伊能忠敬先生」への思いが捨て難く、彼は生害学習の権化であったからだ。

○個人的には地域教育・共生教育、将来の公民館施設利用者、取り分け高校生への取り組みこそが必須と30年以前より、図書館の有り様で主張し続けていた。一例を挙げれば、受験対策の学習は認めないとして北図書館などは、完全に開架式図書館の構造で建築している。これは図書館法を鵜呑みにし、かつはニーズに対応し切れない利用者の多いさが根底にあった。とは言え、受験勉強の合間に食事の時間はあり、その休憩時間に新聞を開く、開架の本を手にする、これが得難い知識の集積で、連鎖反応を考慮せずして「法」を狭義に捉えての

思考はあらゆる面で歪みを生む。

○船橋市の公民館図書室は現在、26館中の11館に及び、図書コーナーは7館。この内には基幹図書館より実績を上げる高根台公民館図書室の事例ですらある。ここに公民館の利便性が潜むのだが、個人を対象とした公民館利用の唯一の事業とは言え、ニーズに即応しようとするれば、個人をオミットしてはならないという証左でもある。

学校で英語教育が必須となった昨今、幼児から老人階層までの英会話教室などは常設であって良く、して又、若者層の関心事、何とかダンスとやらの場所を提供、実績のある再任用教職員の活躍を期待するところでは、吹奏楽団の結成にまで漕ぎ着け、暮れにはアリーナーか北部公民館で、ベートーベンの何とやらの大合唱に至らせる、逆説的に言えば「高い敷居」を取り外し、バリアフリー化した発想で、演ずる者も参観する者も市民という場の構築なくしては閑古鳥が鳴くというものだ。

○ここで、千葉市の試みに目を転じてみたい。

120 千葉市は本庁方を教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課とし、平成30年4月1日よりは公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理者として運営するに至っている。千葉市は、評価して然るべき美術館及び市民ギャラリー等の民営化で取得なし得た実績を糧に、公民館も又となったのだろうが、運営のマニュアルに限りなく関心を寄せる昨今ではある。

125 民営化の要因を探るに、総べてで47館か、この多いさに起因していよう。正規職員の人減らしの弥増すご時世、この面なくはなかりうも、一般事務職員であれば異動が付きもの。ここに社会教育士を据える意味合いと、整合性の取れない現象を、どう整理して行くかが思案投げ首の課題があり、「ネット・グロス」で考えれば、一般事務職員の排除こそが必須の課題。而して民間委託し、職員130の全員が社会教育士でなる構造を模索した」ものらしい。

では、政策・調査研究機関、俗に言うシンクタンクをどうするか。「公民館運営審議会」の立ち上げで、庶務を生害学習振興課の担当として、審議会は15人以内の委員で組織し、委嘱する委員は学校教育・社会教育・家庭教育、学識経験者。問題視する点は「第15条、審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集する」とするが、ここに危惧の念を抱く。

確かに、本部を「千葉市教育振興財団」に据え、シンクタンクはこの振興財団という塩梅だろうが、うーん、難しかろう。

○かつて試みたことに、船橋市の図書館長は6級揃いで、意見集約せねばならぬ事も「青天井」で俣ならず、況してや本庁とのパイプが築けない実態にメスを入れようと館長連の協力を仰いだことがある。その際にあらゆる資料の提供140

を請い、「社会教育法第29条」紛いの事が書かれた要綱めいたものに着目、「審議会があって、どうしてこんな様なの」と問うに、「そこは無視して」との説明を受けた。現場の館長連は、この審議会とやらの存在をプラスとなるものとは捉えていないと察知した。して更に、この会を上手く利用して改革を阻む悪さを講じたりの実際に直面し、碌なものではないとつくづく感じ入った。

私は、この審議会の存在をガンだに見做している。そこで、必要悪として遊ばせておき、では何をするか。庶務方を学習振興課に据えた、いわゆる統計屋に任すという、これも不経済で宜しくない。では課に、大学で単位取得取得した、本物の社会教育主事を据えられるかと云えば、これにも無理が付きまとう。

○例を図書館に求めれば、平成32年までの長期プランで、船橋市中央図書館に「企画係」を設けたことがある。中央館である事の意義付けに、エキスパートをこの企画係に据え、選書は元より将来的展望に基づく年度計画、これらを担任させ、4館一体となつての計画完遂を目指そうとしたのだ。

○これに似通う、船橋市の公民館は基幹4館、枝館21館かで編成された組織形態を崩さず、中央館長を座長とするシンクタンクでなる運営、いわゆる独立形態を堅持なる組織形態を編成する、それが「公益財団法人千葉市教育振興財団」に見合う位置付けとせねば独立性は保てまい。

別組織に運営させる、そこに一抹の不安と地方自治体の本旨をダブらせれば、基幹館長連でなる結社こそに落ち着く（と云いたいところだが、千葉市並みの全体構造が描けるかだ）。

一例を以てすれば、挙げて審議会、調査会の答申尊重ばかりで、                    の事例を以て、委員の掛け持ちがマスコミで問題視されたことがある。言ってみれば、テレビのコメンテーターめいた階層の絵空事が、役人の知識を凌駕させる、おかしな方便が当たり前になっている。

地方自治体は、国の法律を条例規則に挿げ替え、それを「船橋市例規集」等として規範となし、と定義付けられている。例えば、中央公民館長をトップとする4館館長制を採ったとする。現実にはお目付役として第三者委員会が位置付けられているが、では彼等個人個人が、如何なる論文を持っているか。手前味噌だが84歳の老い耄れ、平素は病床にいる立場でも、1日でこの論文を起案するが、現場の職員はこの上に行く。この猛者連の上に立てる「学校教育・社会教育・家庭教育、学識経験者」が存在するだろうか。「昔の名前で出ています」を選定する習わしにあるが、論文を書かせてから委嘱するくらいの配慮が求められよう（いわゆる彼等を、監査役にしてはならず、社外取締役の位置付けて指導し、その上で「知見を以て」でなくして何の役にも立たない）。

そこで、館長連の立案計画にチェックが必要とならば、むしろ総務部法務課

例規審査係に問題を預けたが良い。随分と皮肉めいた言い分だが、例規審査係はそれ程に重要な、重たい役を負っているという意識改革を迫り、遣らせる事なくしては詮方がない。

○公民館職員は学校教育部の指導課に見られる、教育の現場に戻って教頭、校長。

180 この仕組みを見習い、館長は本庁との異動を以て、船橋市政策企画課との連携を密にし、一体感でなる館の運営に至らしめるの策もまた捨て難い。

この人事異動は千葉市の事例にも見られ、博物館でよくよく研鑽した学芸員の職員を、本庁の文化財課長補佐に異動させ、管理職としての素養を身に付けさせて戻している。指摘して良いかどうか躊躇するところだが、どう仕様もなきの人事  
185 事と言え、例えば生涯学習部長が、現職を含めて3人、続けて1年で異動しているのではあるまいか。これなどは「二年で定年、名誉職」を地で行く「ゴミ捨て場人事」と云うもので、詰まるところ、この類の部長をトップに仰いで、真つ当な予算・計画の編成会議が想定なるかである（数年前の人事で、福祉部門からの女性職員が生涯学習部長として就任した。「部長は土俵の福俵だ。その立場で、やるのか」と駄目押しして  
190 やらせると、課長連に一言も知らせず、預けた膨大な資料を反古にされた事例がある）。

矢張り「野に置けレンゲソウ」で、「社会教育士に事業を任せるには7年を要する。安心してとなれば12年（社会教育主事の弁）の体験を積んで事業の展開に携わる、その彼等の推考・思考は並みのものではないと研鑽者の私ですら感心する。そこで、員数  
195 合わせの、こんなふざけた人事をさせないとなれば、資格のないものは受け入れない鉄則を設ける必要があり、それには市議さんの登場を待つ他に方便はないわけ、因って「公民館運営を模索する会の設置」を、と陳情する所以でもある。○前例を以てすれば、図書館改革の際に、館長連の出してくれた案に「退職後、自前で定期を購入、10年も奉仕してくれている先輩がいる。キャリアのあるこの人達でスタッフを組めば、郷土資料室の運営は可能だ」と、経験と意欲ある  
200 先輩の活用が提言されていた。そこで平素、交流人事で派遣される職員の中に、研鑽著しさを以て教育庁へ、定年まで船橋市に預けて貰い、定年後は正規並み再任用として面倒を見る仕組みもなるからと折衝した。すると大変関心を寄せられ、人事方へ報告すると云うところまで話が進んだ。

民間委託するにしても「餅屋は餅屋」で、教職員は免許で科目を担当する。  
205 その科目は国語、英語、化学、自然科学、音楽、体育等々と、何でも御座れのエキスパートだ。この人達を公民館員とすれば「鬼に金棒」。指定管理者に委託するとしても人事の面で元教職員、有能なOBの枠を貰い受ける、かくすれば格段の成果と縦割り体制が構築なるものと踏む分けた。

○兎にも角にも「一般事務職員の異動」がガンで、ネックで、ならば対抗策として、専門職の牙城を構築すべく、働き手は資格ある再任用と専科免許取得の  
210

元教職員で固めれば、中間搾取的な天下り組の受入れをも撲滅なるというもの。実は、「異動に弊害あり」の言い分は千葉市が目指す方針を「其れ見ろ」との思いで此に披露する次第だが、財団化した千葉市との異見は、規模の面で「自前の延長で」どうかと云う、ここいら辺に悩みがある。

- 215 ○千葉市生涯学習部長・■■■■さんのビジョン展開に浴した（■■■■・■■■■・■■■■）。正直、30年キャリアの浅学を恥じた。先ずはものの考え方が高邁である。役人に見られるチョロチョロ計策する、それが無い。印象として、一般事務職員の職場としての弊害忌避、これが偶然というか、マッチングしたことには喜びを禁じ得なかった。次に、今年度より個人も利用者に制度替えした（言うを待たず、使用料は取らない）という、これも又長年、主張してきた事案であれば、千葉市の底力は政令都市の域を超えると踏んだ。

- 220 ○一般事務職員は「読んで字の如し」、「例規集」に忠実たらんことを強いられた事務屋さんである。そこで私などは「国のことを言われても、為にならない」とか、「あの人、気違いじゃないの」と評される所以だが、この見立ては、  
225 理屈では筋が通っている。

- とは言え、「企画こそ命」の思いなくして、6割を欠く正規職員の実態にあつて、組織形態は成り立たないわけだ。船橋市にあつても受付・警備の部門は民間へ委託し、非常勤が4割強を占めている、この比率が上がって読み書き算盤部門は民間委託となった際に、一般事務職員の椅子は無くなるわけだ。その際  
230 にどうするかとシミュレートすれば、安閑としては居られまい。

- そこで、議会は、市議さんは、船橋市と教育委員会等と、如何なる位置付けにあつて何を模索なされて居られよう。老婆心ながら、「指導して、監視する」役目を負っているとの自覚を持って欲しい、と期待するのみである。

- 235 ○最後に、具体的に云えば、法で定められた「審議会」等の、真の役目は市議さんが担って欲しいし、平素の活動で館長連と意見交換して欲しいと念ずれば、自ずと是非にもと請うことは、文教委員会に「望ましき公民館運営を模索する会」を設け、他市が真似てくれる外の施設・教育機関の有り様に、関心と尽力をと陳情する次第である。（文責：陳情者）